

D 4 - 1 1
5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)
F N . D 4 - 4 - 0
鹿 免 管 第 2 3 6 号
令 和 7 年 3 月 1 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担 当	講習指導係	TEL

違反者講習実施要綱の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第13号に規定する軽微な違反を反復して犯した者に対する講習（以下「違反者講習」という。）については、「違反者講習実施要綱の制定について（通達）」（令和3年3月23日付け鹿免管第326号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行及び警察共通基盤システムによる運転者管理業務の運用開始に伴い、「違反者講習実施要綱」を別添のとおり改正したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年3月24日から施行し、旧通達は令和7年3月23日限り廃止する。

別添

違反者講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、違反者講習の実施に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う違反者講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 講習の委託

1 委託の基準

規則第15条第1項に規定する公安委員会が講習の委託を行う機関又は団体（以下「受託者」という。）は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3に規定する基準に適合する者とする。

2 委託契約

規則第15条に基づき講習の委託を行う場合は、次の内容等により公安委員会と受託者の間で契約を行うものとし、交通部免許管理課長（以下「免許管理課長」という。）は、同規則第18条の規定により、受託者において十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう、指導監督に当たるものとする。

(1) 契約内容

講習の委託契約は、規則第4条に規定する講習の内容、同規則第5条に規定する講習の方法等、規則に定める委託契約に必要な事項のほか、おおむね次の事項を内容とする契約を行うものとする。

ア 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従って行わせること。

イ 講習指導員は、規則第14条に規定する講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

ウ 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうときその他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託契約を解除できること。

エ その他講習の適正な実施に必要な事項

(2) 講習用教材の整備

府令第38条第13項第2号に定める教材については、次のとおりとする。

ア 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、教本等の内容（別紙）の内容について正確にまとめられた違反者講習にふさわしい教本及び地域の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備すること。

また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

イ 自動車等

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、自動車等を運転させることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車指導」という。）を適正に実施するため、普通自動車以上の車両による講習については、マニュアル式又はオートマチック式の普通自動車で補助ブレーキ等の装置を装備したもの、自動二輪車の講習についてもマニュアル式又はオートマチック式のもの、

一般原動機付自転車による講習については、原則として、スクータータイプのものを必要数整備すること。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等の適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）の実効が期されるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用のものを必要数整備すること。

エ 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が、実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度並びに正確性を検査する器材を備え付けること。

3 講習施設

講習は、規則第8条の規定により、鹿児島県交通安全教育センター、鹿児島県技能向上センター、離島の指定自動車教習所及び届出自動車学校を使用して行うものとする。

4 講習指導員等

(1) 講習指導員の選任

違反者講習を行う講習指導員は、規則第14条に規定する講習指導員の要件を満たす者で、受託者が適任と認めるものを講習指導員に選任するものとする。

(2) 講習指導員の資質の向上

受託者は、講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催して、知識、教育能力等の向上に努めるものとする。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術を習得させるものとする。

第3 講習対象者等

1 講習対象者

講習対象者は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の8第2項の規定により違反点数が3点以下の軽微違反行為を繰り返し、累積点数が6点となった者で、次に掲げるものを除く。

- (1) 過去3年以内に重大違反唆し等又は道路外致死傷をした者
- (2) 過去3年以内に運転免許の取消し又は拒否処分の前歴がある者
- (3) 前歴はなくなったが、運転免許の取消し又は拒否処分を受けたことがあり、その処分の理由となった違反行為が過去3年以内にある者
- (4) 過去3年以内に運転免許の停止又は保留処分の前歴がある者
- (5) 前歴はなくなったが、運転免許の停止処分を受けたことがあり、その処分の理由となった違反行為が過去3年以内にある者
- (6) 過去3年以内に違反者講習を受講する理由となった違反行為がある者
- (7) 過去3年以内に運転免許の停止又は保留処分の対象になる違反行為をしながら所在不明等でその処分を免れていた者が累積点数6点になった場合

2 受講者

受講者とは、規則第9条の規定により公安委員会から講習の通知を受けた者のうち、規則第10条の規定により当該講習の受講を申し出た者をいう。

3 講習区分

講習は、規則第3条に掲げる社会参加活動コース又は実車コースに区分して行うものとし、受講者は、いずれかのコースを選択するものとする。

また、社会参加活動コース受講者は、座学等（筆記による検査に基づく指導及び運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導を含む。以下同じ。）の講習を行う日より前の日にあらかじめ社会参加活動を体験するコース（以下「事前体験コース」という。）又は座学等の講習を行う当日に社会参加活動を体験するコース（以下「当日体験コース」という。）のいずれかのコースを更に選択することができる。

4 講習期日

違反者講習の受講期間は、法第102条の2の規定により講習の通知を受けてから1か月間とされていることを踏まえ、受講者の利便性に配慮した講習期日を指定するものとし、講習区分に従い、次により行うものとする。

(1) 実車コース及び当日体験コース

府令第38条第13項第3号に規定する講習時間（6時間。以下同じ。）を1日で行うものとする。

(2) 事前体験コース

原則として、講習を座学と社会参加活動の2日に分けて行うものとする。ただし、社会参加活動の体験時間は2時間30分を、1時間単位として1日1時間の活動を3日にわたり分けて行うこともできる。

5 講習場所

講習場所は、規則第8条に規定する講習施設のうち、受講対象者ごとに公安委員会が指定するものとする。

なお、座学等の講習は運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規程（昭和40年鹿児島県公安委員会規程第2号）第2条の規定により開設している安全運転学校等において行うことができる。

6 講習の通知等

(1) 講習の通知

公安委員会は、運転免許を受けた者が講習の基準に該当することとなったときは、速やかに当該講習対象者に講習の通知を行わなければならないことから、警察共通基盤システムによる運転者管理業務により講習の基準に該当する旨の通報を受けたときは、免許管理課長は、当該講習対象者に対し、規則第9条に規定する違反者講習通知書（規則別記第2号様式）のほか、講習の区分とこれを選択できる旨等の受講上の注意事項を記載した書面を同封して、速やかに通知するものとする。

なお、受講上の注意事項の記載については、第4の講習の効果のほか、次の事項について留意するものとする。

ア やむを得ない理由が生じ、講習が受講できない場合の連絡先の教示

イ 社会参加活動の体験に当たっての留意事項

ウ 講習手数料及び通知手数料の額と納付時期・場所の教示、その他納付要領

エ 携行品（社会参加活動を体験する場合の講習日における必要な携行品、社会参加活動を含まない講習の講習日において必要な携行品の教示）

(2) 違反者講習通知書等の送付方法

違反者講習通知書等の送付は、府令第38条の4の2第2項の規定に基づき、配達証明郵便等に付して行うものとする。

(3) 講習日時等の指定及びその変更

講習日時及び場所は、違反者講習通知書に記載して通知するものとするが、できる限り講習対象者に受講の機会を与えるため、講習対象者において、指定された日時、場所では受講に支障がある旨の申出があったときは、指定日の限定の程度に応じて講習の日時及び場所の変更を認めるものとする。

(4) 講習対象者がやむを得ない理由の書類を提出したときの措置

やむを得ない理由により受講期間内に講習が受けられず、その後に講習を受けたいと申し出た者には、府令第38条の4の2第3項の規定によりやむを得ない理由のあったことを証するに足る書類を提出させ、提出書類により相当な理由の確認ができれば速やかに講習を受けさせるものとする。

(5) 講習の移送等

ア 講習の移送

講習の通知の義務を負うのは、当該通知を行うべき時点において本人の住所地を管轄する公安委員会であることから、警察共通基盤システムによる運転者管理業務により、違反行為をした者が違反者講習の基準に該当した旨の通報を受けたとき、本県に対象者の住所地がない場合は、その者の住所地を管轄する他の都道府県公安委員会に所要の書類を送付しなければならないので、次のとおり公安委員会において講習対象者の住所地の変更を認知した時期に応じ、それぞれの移送手続を行うものとする。

(ウ) 違反者講習通知書発送前の場合

違反者講習の通知をしようとする場合において、講習対象者が、その住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対して速やかに現にその住所地を管轄する公安委員会（以下「新公安委員会」という。）に住所変更の届出を行うよう指導するとともに、速やかに新公安委員会に規則第11条に規定する違反者講習移送通知書（規則別記第4号様式又は規則別記第5号様式）を送付するものとする。

(エ) 違反者講習通知書発送後の場合

違反者講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者が新公安委員会の行う違反者講習の受講を希望したときは、その者に対して速やかに新公安委員会に住所変更の届出を行った上で受講の申出をするよう指導するとともに、速やかに新公安委員会に規則第11条に規定する違反者講習通知移送通知書（規則別記第6号様式又は規則別記第7号様式）を送付するものとする。

イ 講習の移送を受けた場合の措置

公安委員会が、他の都道府県公安委員会から違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書による通知を受けた場合は、次によりそれぞれ措置するものとする。

(ウ) 違反者講習移送通知書による場合

講習対象者に対し、速やかに(1)及び(2)に示す方法により違反者講習通知書等を送付し、講習の通知を行うものとする。

(イ) 違反者講習通知移送通知書による場合

講習対象者に対し、講習日時・場所その他所要の事項を連絡するものとする。

なお、この連絡を行った場合においても、既に他の都道府県公安委員会により行われた講習の通知は有効であるため、当該講習の通知が、受講対象者に到達した日から1月という受講期間は変更されないこと（転居等の事由がやむを得ない理由に該当する場合は、受講機会の確保に配慮すること。）、及び通知手数料を二重に徴収することはできないことに留意するものとする。

ウ 期間経過の通知

講習の移送を受けた場合において、当該講習対象者が受講期間内に講習を受けなかったときには、講習を移送してきた当該都道府県公安委員会に違反者講習期間経過通知書（別記第1号様式又は別記第2号様式）を送付するものとする。

エ 違反者講習通知書が返送されてきた場合等の措置

違反者に対し、講習の通知義務があることから、次の要領により違反者の所在確認を行い、早期の通知に努めるものとする。

(ア) 違反者講習を受けるきっかけとなった交通違反の際に明らかになった住所と運転免許の現住所を照合すること。

(イ) 諸活動の機会を通じて追跡調査を実施すること。

(ウ) 免許更新時に窓口で新たな住所を確認すること。

7 受講者の確認等

講習実施に際し、講習通知書、運転免許証又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)により受講対象者であることを確認するとともに免許証等の有効期間内であることを確認すること。

8 受講手続

(1) 違反者講習受講申出書の提出

受講の申出の受理は、違反者講習通知書、運転免許証等により、受講対象者であることを確認の上、規則第10条に規定する違反者講習受講申出書（規則別記第3号様式）の提出を受け、受講区分に従い、講習手数料及び通知手数料を徴収して行うものとする。この場合の講習手数料及び通知手数料は、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）等に定めるところにより、所定の額を徴収するものとする。

(2) 社会参加活動終了証明書の提出

事前体験コースを選択した受講対象者については、違反者講習受講申出書のほか、規則第3条に規定する社会参加活動終了証明書（規則別記第1号様式）の提出を求めるものとする。

第4 講習の効果

講習の効果については、次のとおりであるので、免許管理課長及び警察署長は、講習対象者の受講促進のための広報、警察職員に対する教養等に努めるものとする。

1 講習を受講した場合

行政処分を受けない（前歴とならない。）こととなるとともに、その後に違反行為をした場合の累積点数の計算においては、当該講習を受講する原因となった軽微

違反行為及び当該行為の前の軽微違反行為に係る点数は加算されないこと。

2 講習を受講しなかった場合

- (1) 講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある場合を除き、講習を受講しなかった場合は、行政処分が課されることになり、この場合においてはいわゆる停止処分者講習を受講できず、免許の効力の停止期間は短縮されないこと。
- (2) 講習通知後に公安委員会が違反行為等を認知し、講習を受講しなかった場合における処分期間は、通常の停止処分の基本量定の期間に30日が加算されること。この場合において講習対象者は、停止処分者講習を受講できること。

第5 講習の実施

1 講習の方法

講習は、受託者において、別表1「違反者講習の講習科目及び時間割に関する細目」（以下「講習細目」という。）に基づき、選択コースごとの講習科目、講習方法、時間割等の講習指導案を作成して行うものとする。

2 受講学級の編成等

(1) 受講学級の編成

ア 原則

社会参加活動コース及び実車コースのいずれも1学級の編成は、原則として9人編成とし、免許の種別に応じ、四輪車又は二輪車（自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）の学級編成を行うものとし、運転適性指導を行うときは、更に学級を分けて1グループ3人以内とする。

イ 例外

受講人員が少ないため、学級編成の基準に達しない場合には、講習細目の1から7までは社会参加活動コース及び実車コースの合同講習、運転適性指導では四輪車及び二輪車の合同講習をそれぞれ行うことができる。

(2) 講習指導員の配置等

ア 四輪車及び二輪車講習共通

1学級（運転適性指導の場合も含む。）につき講習指導員1人を配置するものとする。

なお、講習指導員を2人以上配置する場合は、主となる講習指導員を指定して行うものとする。

イ 聴覚障害者等の二輪車講習における安全確保措置

二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めた集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講じ、受講者の安全を確保するものとする。

3 講習の内容等

(1) 講習区分ごとの講習の内容

ア 社会参加活動コース

(ア) 事前体験コース

受講者に指定した社会参加活動体験の講習日（複数の指定日によることもある。）に、あらかじめ社会参加活動を体験させた上で、その後に、別に指

定した講習日に座学、運転適性指導、考査の順に行うものとする。

(イ) 当日体験コース

受講者に対し、指定した講習日の当日に、座学、運転適性指導、社会参加活動の体験、考査の順に行うものとする。

イ 実車コース

受講者に対し、指定した講習日の当日に、座学、運転適性指導、実車による指導・運転シミュレーター操作による指導、考査の順に行うものとする。

(2) 社会参加活動の体験

ア 社会参加活動の内容及び保険契約

社会参加活動の活動内容の選定に当たっては、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第6条に定めるところにより、一般的に次のような活動を地域の実情に応じ選定するものとする。

なお、受託者が実施する場合は、委託契約により受講対象者の社会参加体験中における各種事故の発生に備えて保険契約を締結するものとされていることから留意すること。

(ウ) 歩行者の安全通行のための通行の補助誘導

(イ) 交通安全の呼び掛け、交通安全チラシを配るなどの広報啓発

(ウ) 交通安全チラシ、ポスター等の作成

(エ) カーブミラーの清掃等の道路上の環境整備

(カ) 放置自転車の整理、撤去の補助

イ 社会参加活動の実施主体

受託者に対し、自ら社会参加活動を実施する場合のほか、地域の交通安全組織・団体、社会福祉に関する組織・団体等と密接に連携し、幅広い社会参加活動の実施先の確保に努めるよう求めるものとする。

ウ 社会参加活動体験の実施計画の策定

実施計画の策定に当たっては、おおむね次に掲げるところにより、計画的な実施に努めるものとする。

区 分	講 習 日 及 び 場 所	活 動 内 容 の 種 類
事前体験コース	(講習日) 講義等を行う講習日までに2回以上 (場所) おおむね受講者の住所地を管轄する警察署管内	各回につき1種類以上
当日体験コース	(講習日) 1週間に1回以上 (場所) 鹿児島県交通安全教育センターの周辺	各回につき2種類以上

エ 社会参加活動体験の確認方法

社会参加活動体験の確認方法は、あらかじめ講習の受託者と社会参加活動を実施する組織・団体との間等で定めたところによるものとするが、証明書は、社会参加活動の実施主体において、事前体験コースの受講終了者のみに規則第

3条第2項に規定する社会参加活動終了証明書を発行するものとする。

(3) 運転適性指導

ア 教本

教本は、次の内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用するものとする。

- (㊦) 全国における交通事故の発生状況
- (イ) 交通事故や違反を起こした運転者の社会的責任
- (ウ) 場所（交差点、高速道路等）及び場面（追越し、側方通過等）に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識
- (エ) 危険予測、回避方法等、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識
- (オ) 心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用等、負傷者の救護処置の具体的な方法

イ 筆記による診断に基づく指導

別表1の講習細目9(1)に掲げる筆記による診断（四輪車用及び二輪車用共通。以下同じ。）は、「科警研編運転適性検査82－3」を使用し、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

ウ 器材使用による指導

別表1の講習細目9(2)に掲げる器材使用による指導は、必要と認める者について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

なお、器材については、運転適性検査器（検査を受ける者が自動車等の運転姿勢を保った状態で、視覚刺激表示装置の画面上に表示された視覚刺激に対し、手足によりハンドル、ペダル等を動かす動作を行うことにより、当該刺激に対する反応の時間及び正確性を検査し、これらのデータを記録するほか、検査を受ける者の精神緊張の状態、注意配分能力、集中能力等に関する分析を行うものをいう。）又は高齢者講習用運転操作検査器を使用するものとする。

エ 実車指導及び運転シミュレーター操作による指導

(㊦) 実車指導の場所及び講習路の設定

実車指導は、受講者の住所地等を考慮して公安委員会が講習施設として指定した場所において行うものとし、講習路については、四輪車により指導する場合は別表2「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」、二輪車により指導する場合は、別表3「二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」に基づき設定するものとする。

(イ) 使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を使用するものとする。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を執るものとする。

- a 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用する。
- b 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用する。
- c 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用する。
- d 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用する。

なお、身体に障害を有する者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合には、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させるものとする。

(ウ) 運転行動の診断と指導

実車指導においては、運転行動診断票（別記第3号様式）を作成し、これにより指導を行うものとする。

(エ) 運転シミュレーター操作による指導

a 実車指導に加えて、実車指導では指導が困難な交通事故、その他危険場面等について疑似体験させて、運転の危険性を調査して適性診断するため、必要と認める者に運転シミュレーター操作による指導を行うものとする。

b 使用する運転シミュレーターは、保有する免許に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は一般原動機付自転車とする。

4 受講の中止

受講者が、病気、用件その他の理由により自ら講習場所から退場するなど、自らの意思により受講を拒否した場合のほか、講習の受講において次のような行為を理由として、講習指導員から2回以上の制止又は指導を受けた者に対して、受講を中止させることができる。ただし、講習を再度受講できるものとする。

- (1) 他の受講者の迷惑となる行為
- (2) 故意に講習の進行を妨げる行為
- (3) 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

5 考査の実施

考査は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により20分で提出させる方法で行うものとし、終了後は、結果に基づいて講評を行い、今後の安全運転の動機付けとする。

6 講習中における事故防止への配慮

免許管理課長、受託者及び講習指導員は、講習中における受傷事故、トラブル等各種事故の防止に特段の配慮をするものとする。

第6 講習終了者の報告及び受講登録

1 公安委員会への報告

受託者は、講習を終了した者（以下「講習終了者」という。）について講習を終了した日ごとに規則第17条に規定する違反者講習結果報告書（規則別記第8号様式）により講習を終了した日の翌日までに、選択コースごとの講習終了者数について違反者講習実施月計報告書（別記第4号様式）により講習を実施した月の翌月の5日までに、それぞれ公安委員会に報告するものとする。

2 受講済の登録

違反者講習結果報告書により報告を受けたときは、警察共通基盤システムによる運転者管理業務により講習済登録を行うものとする。

第7 指導監督

1 資料の提出等

免許管理課長は、必要に応じ規則第18条に規定する指導監督につき、受託者に対し必要な書類及び資料の提出を求め、講習の状況を調査するものとする。

2 講習効果の測定

規則第18条に掲げる免許管理課長が行う講習効果の測定においては、受講者の受

講後における交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

第8 講習実施上の警察署等における留意事項

講習は、免許管理課長の指導監督の下、委託契約により行う業務であることから、講習が交通安全教育センター以外の場所で行われる場合、講習場所を管轄する警察署長は、次の事項について留意するものとする。

1 指導監督に必要な情報の提供

免許管理課長に対し、必要に応じ講習の実施状況等の指導監督に必要な情報の提供を行うものとする。

2 受託者等への協力・支援

地域における社会参加活動を実施する組織・団体の確保及びその活動の実施に当たっては、必要な協力・支援に努めるものとする。

3 所属職員に対する指導教養及び広報等の実施

講習の適正かつ円滑な運用を図るため、所属職員に対して、講習の趣旨、講習の効果等について指導教養を行うとともに、警察署免許事務窓口での広報のほか、交番、駐在所で発行するミニ広報紙等を積極的に活用し、それぞれの地域において事前に社会参加活動ができることを広報するものとする。

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。

その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が執れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを基に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代ごとの運転者の一般的特性

各年代ごとの運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴い反応速度が遅くなること、又は動作の正確さが低下することについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取り組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及

すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事項情勢等に応じたトピックスの記載

その時々交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別表 1（第 5 の 1 関係）
違反者講習の講習科目及び時間割に関する細目
（四輪運転者用）

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制（都市総合交通規制）の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道德の向上を図る。	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 鹿児島県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為 5～7 種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響	講義 教本、視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育資器材を活用する。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育資器材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性和点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させたり、ティーチングマシンの活用等により、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	40分

			○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	
--	--	--	---	--

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 本人の違反経歴並びに運転適性検査及び実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略することができる。

その2 二輪運転者用

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制（都市総合交通規制）の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 鹿児島県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性	講義 教本、自動二輪車、一般原動機付自転車、視聴覚教材等	○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育用資器材を活用する。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育資器材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性和点検項目、点検要領等を説明する。	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させたり、ティーチングマシンの活用等により、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナーリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。) 教本、自動二輪車、一般原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、できる限り手袋、衣服及び履物についても乗車に適した準備をさせる。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10 面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴並びに運転適性検査及び実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略することができる。

別表 2 (第 5 の 3 (3) 関係)

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道 路 形 状	診断の着眼点
1 道路 所要時間 20～30分程度 走行距離 おおむね 2 ～ 3 km	(1) 広路 (往復 2 車線の内側) (2) 狭路 商店街 (ない場合は、 細街路) 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)、(2)ともできれば 両側にあるところ	速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒 の仕方 歩行者、自転車への応 じ方
2 コース 所要時間 20分程度 走行距離 おおむね 2 km	(1) 外周、外回り (2) 外周、内回り (3) クランク S 字 (4) 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき、減速 調整 飛び出しに対する警戒 状況
3 道路及びコース 所要時間 道路、コースで計 20～30分程度 走行距離 おおむね 2 ～ 3 km	(1) 道路で行う場合 1 に準じたもの (2) コースで行う場合 2 に準じたもの	1 及び 2 に同じ。

(注) 1 所要時間、走行距離等は、受講者 1 人当たりの基準を示す。

2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間 (1 人当たり 10分程度) を除いたものである。

また、道路で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。

なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別表 3 (第 5 の 3 (3) 関係)

二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道 路 形 状	診断の着眼点
1 道路 所要時間 20～30分程度 走行距離 おおむね 2 ～ 3 km	(1) 広路 (往復 2 車線の内側) (2) 狭路 商店街 (ない場合は、 細街路) 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)、(2) ともできれば 両側にあるところ	速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒 の仕方 歩行者、自転車への応 じ方
2 コース 所要時間 20分程度	(1) 慣熟走行 (2) 目標制動 (3) コーナリング (4) スラローム	正しい運転姿勢、基本 走行 ブレーキ操作と制動距 離 カーブでの進路保持と 速度調整 ハンドル操作と速度調 整
3 道路及びコース 所要時間 道路、コースで計 20～30分程度	(1) 道路で行う場合 1 に準じたもの (2) コースで行う場合 2 に準じたもの	1 及び 2 に同じ。

(注) 1 所要時間、走行距離等は、受講者 1 人当たりの基準を示す。

2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間 (1 人当たり 10 分程度) を除いたものである。

また、道路で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。

なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別記

第1号様式（第3の6(5)関係）

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

鹿児島県公安委員会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報 記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
備 考	

第2号様式（第3の6(5)関係）

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

鹿児島県公安委員会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転ができる自動車等の種類	
備 考	

第 3 号様式（第 5 の 3 (3)関係）

運 転 行 動 診 断 票

所 属		氏 名	歳	年 月 日 実 施
年 月 日 生		年 月 日 免 許 取 得		
発 進 時 及 び その直後の印象				
注 意 の 仕 方	視 点	近い、 一点集中、 片寄り、 むら		
	状 況 確 認	中途半端、 遅れ、 見落とし、 わき見		
	危 険 予 知	ほとんどなし、 甘い、 やや甘い		
運 転 操 作	ハンドル ブレーキ アクセル クラッチ そ の 他	ふらつき、 とられ、 遅れ、 急、 やや急 遅れ、 急、 やや急、 不要、 予告制動、 ハンドルブレーキ むら、 急、 やや急、 エンジンブレーキ 足のせ、 急、 早切り、 不要 全般にあらい、 操作を急ぐ、 ドアロック、 シートベルト		評 価 値
	走 行 特 徴	合 図 速 度 停 止 信 号 標 識 ・ 標 示 交 差 点 誘 導 交 差 判 断 弱者保護 危険回避		
性 格 的 特 徴 ・ 運 転 態 度	衝 動 性 攻 撃 性 自己顕示性 気分易変性 神 経 質 抑うつ性 粘 着 性 意志解消 特 異 性	先急ぎ、 せっかち、 あせる、 軽率 排他、 拒否、 無視、 わがまま かっこうをつける、 あえて無理をする 調子っぽい、 気分左右される、 すぐ興奮する 緊張しすぎ、 遅い、 集中できず、 気づかい おどおどする、 なんとなく弱気 転換わるい、 無我夢中、 反応にぶり、 もたつく ぼんやり、 勘違い 突飛、 ぶつぶついう、 はな唄まじり、 状況を全く考慮しない		評 価 値
	走 行 中 の 印 象			

違反者講習実施月計報告書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

受 託 者

次の者について、道路交通法第108の第2第1項第13号に規定する講習の
年 月分を終了したので報告する。

選 択 科 目		男 性	女 性	合 計
社会参加活動	受 託 者 主 体			
	地区組織・団体主体			
実 車				
合 計				